

市会議第 1 2 号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日提出

提出者 市会議員 赤 阪 仁 ほか 4 5 名  
〔 日本共産党市会議員団，民主・都みらい，  
公明党市議団 〕

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

附則中第 5 項を第 6 項とし，第 4 項を第 5 項とする。

附則第 3 項の前の見出しを削り，同項を附則第 4 項とし，同項の前に見出しとして「(関  
係条例の一部改正)」を付する。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

(平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当の特例)

3 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については，  
同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 6 0」とあるのは，「1 0 0 分の 1 4 5」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

平成 2 1 年 6 月に市会議員に支給する期末手当の支給割合の特例措置を講じる必要があ  
るので提案する。